



相続税の申告書 第10表

退職手当金などの明細書

	被相続人	E01	
--	------	-----	--

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地		勤務先会社等の名称		受取年月日				退職手当金 などの名称	受取金額(円)		受取人の氏名	
E02		E03		元号	年	月	日	E04	G01		E05	
				N01								
E06		E07		元号	年	月	日	E08	G02		E09	
				N02								
E10		E11		元号	年	月	日	E12	G03		E13	
				N03								
E14		E15		元号	年	月	日	E16	G04		E17	
				N04								
E18		E19		元号	年	月	日	E20	G05		E21	
				N05								

- (注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
- 2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの 非課税限度額(円)		〔第2表の㊤の法定相続人の数〕 (500万円× <table border="1"><tr><td>G06</td><td></td></tr></table> 人により計算した金額を右の㊤に記入します。)					G06		㊤	G07	, 000, 000	
G06												
退職手当金などを 受け取った相続人の氏名		① 受け取った退職手当金などの金額(円)			② 非課税金額(円)(㊤× $\frac{\text{各人の①}}{\text{㊦}}$)			③ 課税金額(円) (①－②)				
E22		G08				G09				G10		
E23		G11				G12				G13		
E24		G14				G15				G16		
E25		G17				G18				G19		
E26		G20				G21				G22		
合計		㊦	G23				G24				G25	

- (注) 1 Bの金額がAの金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
- 2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。